

一般社団法人 人吉温泉観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 人吉温泉観光協会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、相良七百年の歴史を基軸として、自然と文化などの魅力ある資源の開発を探求し、人吉球磨地域における観光振興とコンベンションの誘致を図り、もって地域経済の活性化、文化の向上及び国際、国内観光の人的交流による相互理解の増進に資することを目的とする。

2 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致及び受入
- (2) コンベンションの誘致
- (3) 観光事業に関する広報宣伝及び情報の発信
- (4) 観光事業に関する調査、企画及び開発
- (5) 観光事業に関する人材の育成及び啓発
- (6) 観光資源の開発及び活用
- (7) 郷土芸能文化の育成
- (8) 地方公共団体等が管理運営する観光施設の経営又は受託運営
- (9) 観光開発の印刷物の刊行及び頒布並びに情報のデータ化
- (10) 会員間の相互交流並びに周辺地域及び観光関連機関との連携
- (11) 旅行サービス手配業（ランドオペレーター業）
- (12) その他当法人の目的達成に必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を熊本県人吉市中青井町字上青井田326番地1に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営の原則)

第6条 当法人は特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業は行わない。

第2章 会 員

(会員の種別等)

第7条 当法人の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 人吉球磨地域に主たる活動をする事業主体があつて、当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 人吉球磨地域外に主たる活動をする事業主体があつて、当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体

(入会)

第8条 当法人の会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費の納入)

第9条 会員は、社員総会において定めるところにより、会費を納めなければならない。

- 2 ただし、やむを得ない事由がある場合には、総会の議決により会費を減免できる。
- 3 前項のやむを得ない事由とは、当法人設立の時又は入会時に前提としていた状況が著しく変わり、当初の合意通り会員を続けることが困難な状況に陥ったことをいうものとする。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 2期分の会費未納
- (2) 総会員の同意
- (3) 死亡または解散

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決により、除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があつたとき
- (2) 定款又は規則に反する行為をした時

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の場合は、除名した正会員にその旨を通知することを要する。

(資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 2年以上会費等を滞納したとき

(3) 会員が死亡したとき又は会員である法人若しくは団体が解散したとき

(4) 除名されたとき

(5) 当法人が解散したとき

(6) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(権利の喪失)

第13条 会員としての資格を失った者は会員としての一切の権利を失い、既に納入した会費その他の拠出金に対して何等の請求をすることができない。

(会員名簿)

第14条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員

(社員)

第15条 当法人の社員は正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とし、「会員名簿」は同法の「社員名簿」とする。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 代表理事 1名

(2) 副代表理事 2名又は3名

(3) 専務理事 1名

(4) 常任理事 10名以上15名以内

(5) 理事 25名以上30名以内（ただし、上記(1)～(4)を含む。）

(6) 監事 3名以内

2 監事は他の役員を兼務し、又は部会の構成員になることはできない。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、総会において社員の中から選任する。ただし、監事のうち1名は社員以外から選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会において互選する。

3 専務理事は、代表理事が理事会の同意を得てこれを選任する。

(理事及び監事の任期等)

第18条 理事及び監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のも

のに関する定時総会終結のときまでとする。尚、補欠及び増員により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事及び監事は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(代表理事の在任期間)

第19条 代表理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の最長期間は3期までとする

2 代表理事は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員職務)

第20条 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した副代表理事が、その職務を代行する。

3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐して当法人の会務を掌理し、代表理事及び副代表理事に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を組織して、会務を執行する。

5 監事は、本会業務及び経理を監査する。

(代表権の制限)

第21条 当法人と代表理事との利益が相反する事項については、代表理事は代表権を有しない。

(役員解任)

第22条 役員が次のいずれかの事項に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第23条 役員は無報酬を原則とする。ただし、専務理事については、理事会の議決を経て報酬を支給することができる。

2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

(顧問及び相談役)

第24条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員経験者や学識経験者などの有識者の中から、理事会の同意を得て代表理事が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役に対して委任契約に関する必要な事項は、理事会の同意を得て代表理

事が定める。

(職務従事者の届出)

第25条 常任理事及び理事に選任された社員の中で、その職務に従事する者を選任する必要があるときは、あらかじめその職務従事者の氏名、住所等を記載した書面を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。ただし、代表理事、副代表理事及び監事の職務についてはこの規定を適用しない。

第5章 会議体

(種別)

第26条 当法人の会議は、社員総会（以下総会という）、理事会及び常任理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第27条 総会はすべての社員をもって構成する。

(総会及び付議事項)

第28条 総会はこの定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (7) 社員の除名
- (8) その他特に重要な事項

(総会の開催)

第29条 通常総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 総会は代表理事が招集し、議長は代表理事がこれにあたる。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に代表理事が招集する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事会が招集の必要を認めたとき
- (3) 監事から会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき
- (4) 社員総数の2分の1以上から会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき

(総会の招集)

第30条 前条第3項第3号及び第4号の規定による請求があったときは、当該請求があ

った日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、会議の目的たる事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の10日前までに社員に通知しなければならない。

(総会の定足数等)

第31条 総会は、社員の過半数の出席があれば、議事を開くことができる。

- 2 社員はそれぞれ1個の表決権を有する。

(議決)

第32条 総会に定める議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は出席社員の4分の3以上の多数によらなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(書面表決権等)

第33条 やむを得ない理由により会議に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第31条及び第32条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席社員の2名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の目的たる事項、日時及び場所
- (2) 社員数及び出席社員数(うち書面表決者数及び委任表決者数)
- (3) 議事の経過の要領及び発言者の主旨
- (4) 議決事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録については、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(総会の決定事項の通知)

第35条 代表理事は総会の終了後、遅延無くその決定事項を社員に書面で通知しなければならない。

(理事会)

第36条 当法人の理事会は、代表理事、副代表理事、専務理事、常任理事及び理事をもって構成する。

- 2 監事及び代表理事が指名する者は理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、表決権は有しない。
- 3 理事会の構成員以外の社員で、理事会に出席して発言を請求する場合は、書面による請求により、代表理事の許可をもって意見を述べるができる。
- 4 代表理事は、理事会構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会の招集のための通知をしなければならない。

(理事会の招集並びに決議事項)

第37条 理事会は、必要な都度代表理事がこれを招集し、次の事項を議決する。ただし、代表理事に事故があるときは、筆頭副代表理事が招集するものとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会によって委託された事項
- (3) 当法人の運営に関して代表理事が必要と認めた事項
- (4) 理事の職務の執行の監督に関する事項
- (5) 代表理事の選定及び解職に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第40条 理事会又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

(常任理事会)

第43条 常任理事会は、代表理事が随時これを招集する。

- 2 常任理事の選任は理事の中から代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 常任理事会は、代表理事、副代表理事、常任理事、専務理事で構成し当法人の円滑な運営を図るために協議する。

第6章 部会及び委員会

(部会)

第44条 代表理事は当法人の事業の円滑な運営を図るために、総務部会及び事業部会を設ける。

- 2 総務部会及び事業部会は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、別に定める業務及び事業の推進にあたる。
- 3 総務部会及び事業部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

(委員会の設置)

第45条 総務部会及び事業部会の中で特別な企画等があるときは、専門的な委員会を設けることができる。

(外部諮問委員会の設置)

第46条 当法人の公益的な活動及び運営に対して、客観的な意見を得るために、外部諮問委員会を設置することができる。

- 2 外部諮問委員は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。

第7章 事務局

(事務局)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。
- 4 定款に定めるもののほか、事務局に関する規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第48条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) 設立時の財産

(7) その他の収入

(資産の管理)

第49条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決によって別に定める。

(経費の支弁等)

第50条 当法人の経費は、資産を持って支弁する。

2 毎事業年度の決算において、余剰金を生じたときは翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て代表理事が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、新たな予算が成立するまで、前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算等)

第52条 代表理事は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、通常総会開催の11日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類等

(3) 財産目録

(4) その他必要な附属書類

2 監事は前項の事業報告書等を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、当該年度終了後に開かれる総会の前日までに当該年度代表理事に提出しなければならない。

3 代表理事は、前項の書類及び報告について、総会の承認を得た後これを事務所に備え付けて置かななければならない。

(書類の閲覧)

第53条 社員は、前条の書類を書面による請求により、いつでも閲覧することができる。

2 代表理事は正当な理由なくして前項の書類の閲覧を拒むことはできない。

(剰余金の不配当)

第54条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第9章 解散

(解散事由)

第55条 当法人は次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の完了またはその成功の不能
- (2) 破産
- (3) 総会の決議
- (4) 社員の欠亡
(残余財産の帰属)

第56条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第57条 当法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人は就任の日から6ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第58条 当法人は解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するのに必要な限度内の会費を徴収することができる。

第10章 雑則

(定款に定めのない事項)

第59条 当法人は本定款の運用を円滑にするため、本定款に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て施行に関する規則を定める。

(補則)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところによる。

第11章 附則

(施行日)

第61条 この定款は、当法人設立の日より施行する。

(設立当初の事業年度及び設立時役員任期)

第62条 当法人設立当初の事業年度及び役員任期は、法人設立の日から平成23年3月31日までとする。ただし、再任をさまたげない。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

第63条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めによるものとする。